

資料A-2 (諮問関係資料)

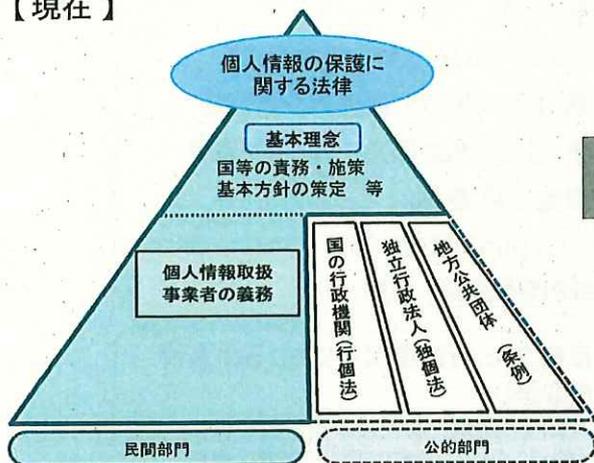
R3-16号案件

「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例等の整備について」

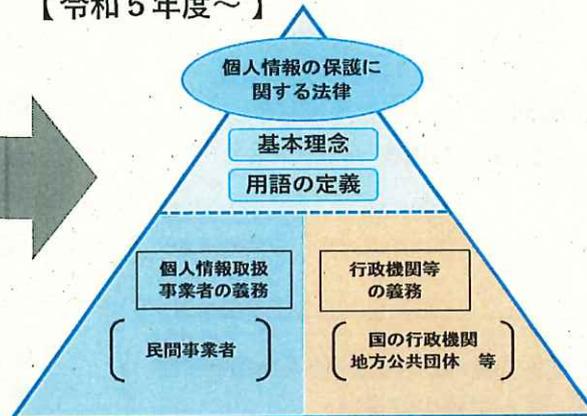
番号	資料名	頁数
1	個人情報の保護に関する法律改正のイメージ	1～2
2	諮問第157号「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例等の整備について」の審議計画	3
3	諮問当局による論点全体の提示	5～10
4	法改正を踏まえた条例改正への基本的な考え方	11
5	個別論点	13～24
6	個人情報取扱事務登録簿	25
7	個人情報ファイル簿	27
8	個人情報保護法と情報公開条例での不開示情報の比較	29～33
9	個人情報の保護に関する条例の概要	35～37
10	情報公開・個人情報保護審議会の概要	39～41

個人情報の保護に関する法律改正のイメージ

【現在】



【令和5年度～】



改正前の個人情報保護制度

- ・ 基本理念などは民間部門・公的部門共通の基本法になっている。
- ・ 個人情報の取扱いなど具体的なルールは、それぞれの法律や条例に定められている。
民間部門：個人情報保護法
国の行政機関：行政機関個人情報保護法（行個法）
独立行政法人：独立行政法人個人情報保護法（独個法）
地方公共団体：個人情報保護条例
- ・ 個人情報保護委員会は、民間部門を監督する。

【制度見直しの背景】

- 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立
- 個人情報保護に関する国際的な制度調和

令和3年の法改正＝個人情報保護制度の一元化

- ・ 個人情報保護法、行個法、独個法の3つの法律を1つの法律に統合
- ・ 用語の定義は民間部門・公的部門共通のものとして第1章に規定
- ・ 個人情報の取扱いなど具体的なルールは、
民間部門：第4章 公的部門（行政機関等）：第5章 に規定
- ・ 地方公共団体についても、全国的な共通ルールが直接適用される。
- ・ 民間部門・公的部門を包括して個人情報保護委員会が監督する。

【現行条例】

【改正法】

第1章 総則
〔目的、定義、実施機関等・事業者・県民の責務〕

第2章 実施機関等が取り扱う個人情報の保護
第1節 個人情報の取扱い
〔収集の制限、利用及び提供の制限、オンライン結合による提供の制限、提供先に対する措置の要求、適正管理、職員等の義務、委託等に伴う安全確保の措置等〕
第2節 個人情報取扱事務の登録及び閲覧
〔個人情報取扱事務の登録及び閲覧〕

第3節～第7節 開示、訂正及び利用停止
〔保有個人情報の開示範囲、開示請求等の手続、費用の負担、審査請求の手続等〕

第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護
〔指針、事業者の遵守事項、指導・助言、勧告、公表、苦情相談の処理、出資団体等の措置等〕

第4章 雑則
〔運用状況の公表等〕

第5章 罰則

第1章 総則
〔目的、定義（官民共通）、基本理念〕
第2章 国及び地方公共団体の責務等
第3章 個人情報の保護に関する施策等
第5章第1節 総則
〔定義（公的部門固有のもの、
○条例要配慮個人情報）〕

第5章第2節 行政機関等における個人情報の取扱い
〔保有に関する制限、適正な取得、不適正な利用の禁止、利用・提供に関する制限、安全管理措置、漏えい等の報告、外国にある第三者への提供の制限〕
第5章第3節 個人情報ファイル
〔個人情報ファイル簿の作成・公表
○個人情報取扱事務登録簿の作成・公表〕

第5章第4節 開示、訂正及び利用停止
〔○保有個人情報の開示範囲（情報公開条例との整合）、○開示請求等の手続（期限等）、◎手数料、○審査請求の手続〕

第3章 個人情報の保護に関する施策等
〔区域内の事業者等への支援、苦情の処理のあっせん〕

第5章第5節 行政機関等匿名加工情報の提供等
〔提案の募集、提案の審査等、◎手数料〕

第5章第6節 雑則
〔○地方公共団体の審議会等への諮問〕
第6章 個人情報保護委員会
〔設置、監督及び監視の権限、法の施行状況の公表、地方公共団体への情報提供・助言、条例を定めたときの届出〕

第7章 雑則
第8章 罰則

※改正法に基づき条例で定める事項

◎：必ず定めるもの、○：任意に定めるもの

諮問第157号「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例
等の整備について」の審議計画

第81回第1部会（5月）

- 1 諮問当局による論点全体の提示
- 2 法改正を踏まえた条例改正への基本的な考え方
- 3 個別論点
 - (1) 新制度の個人情報ファイル簿への対応
 - (2) 開示決定等の期限及び手数料
 - (3) 情報公開条例との整合

第82回第1部会（6月）

- 3 個別論点
 - (4) 行政機関等匿名加工情報
 - (5) 新制度の下での審議会の機能
 - (6) 事業者が取り扱う個人情報の保護
 - (7) その他の論点

第83回第1部会（7月）

- 4 報告事項 法技術的な課題に係る国の個人情報保護委員会の見解
- 5 答申案（部会審査）

全体会（7月又は8月）

- 6 答申案

1 諮問当局による論点全体の提示

(1) 総則関係

ア 目的規定の見直し

本条例の制定の方向性（「目的規定」の見直し）について

- 本日の部会（第81回第1部会）にて法改正を踏まえた条例改正への基本的な考え方を整理
- 目的規定の見直しについては、次回以降の第1部会にて審議の予定

イ 実施機関等、事業者及び県民の責務規定の見直し

実施機関等、事業者及び県民の責務について

- 法には、国の責務（第4条）及び地方公共団体の責務（第5条）を定め、国民及び事業者への責務の定めはない。
- 現行の条例の規定は、事業者に義務を課し、県民に努力義務を課すものである。
- 個人情報保護委員会の見解を徴し、別途、報告の予定

ウ 「条例要配慮個人情報」の検討

「条例要配慮個人情報」の要否について

- 本日の部会（第81回第1部会）にて審議

(2) 実施機関等が取り扱う個人情報の保護

ア 個人情報の取扱い

個人情報を取り扱う事務を実施機関等以外のものに行わせようとする場合の講ずべき安全確保の措置の取扱いについて

- 法の規定に抵触しないか。
→個人情報保護委員会の見解を徴し、別途、報告の予定

イ 個人情報取扱事務の登録及び閲覧

現行の個人情報取扱事務簿の制度並びに新制度の個人情報ファイル簿制度の取扱いについて

→本日の部会（第81回第1部会）にて審議

ウ 個人情報の開示・個人情報の訂正・個人情報の利用停止

時の経過等による不開示理由消滅の明示義務規定の取扱いについて

- 法の規定に抵触しないか。
→個人情報保護委員会の見解を徴し、別途、報告の予定

開示決定等の期限の検討について

→本日の部会（第81回第1部会）にて審議

不開示決定とみなす規定の取扱いについて

- 法の規定に抵触しないか。
→個人情報保護委員会の見解を徴し、別途、報告の予定

事案移送の開示請求者への意見聴取義務規定の取扱いについて

- 法の規定に抵触しないか。
→個人情報保護委員会の見解を徴し、別途、報告の予定

開示を受ける者の本人確認のための書類提示義務の取扱いについて

- 法の規定に抵触しないか。
→個人情報保護委員会の見解を徴し、別途、報告の予定

簡易な開示の取扱いについて

- 法の規定に抵触しないか。
→個人情報保護委員会の見解を徴し、別途、報告の予定

開示手数料の設定について

→本日の部会（第81回第1部会）にて審議

情報公開条例との整合性の確保等のため条例で定める情報の検討について

→本日の部会（第81回第1部会）にて審議

特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）に係る保護措置の取扱いについて

→個人情報保護委員会の見解を徴し、別途、報告の予定

エ 審査請求

諮問への弁明書の写しの添付義務の取扱いについて

- 法の規定に抵触しないか。
→個人情報保護委員会の見解を徴し、別途、報告の予定

不作為に係る特例の条例の規定の検討について

- 現行には規定がない。引き続き、必要性がないとしてよいか。
→次回以降の第1部会にて審議の予定

【新制度の下での審議会の機能】

新制度の下での審議会の機能はどのようなものであるべきか。

- 行政不服審査会との関係
- 開示決定等の審査請求・政策的答申の機能の維持
→次回以降の第1部会にて審議の予定

オ 雑則

実施機関等への苦情の処理の取扱い

- 引き続き、現行制度の維持でよいか。
→次回以降の第1部会にて審議の予定

行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の設定について

- 政令と同等でよいか。
→次回以降の第1部会にて審議の予定

(3) 事業者が取り扱う個人情報の保護

ア 事業者の個人情報取扱指針、遵守事項及び指導・助言から勧告・公表までの制度の取扱い

事業者の個人情報取扱指針、遵守事項及び指導・助言から勧告・公表までの制度は、見直すべきか。

- 法は、平成 29 年 5 月改正にて 5,000 件未満の小規模事業者に対象が拡大されて、条例の対象事業者と一致
- 県の制度は国の制度と重複している状態
→次回以降の第 1 部会にて審議の予定

イ 事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情相談の処理の取扱い

事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情相談の処理は、見直すべきか。

- アと関連し、引き続き、現行制度の維持でよいか。
→次回以降の第 1 部会にて審議の予定

ウ 県の出資法人の講ずべき措置の取扱い

県の出資法人の講ずべき措置を引き続き県が求めるべきか。

- 引き続き、努力規定を残すべきか。
→次回以降の第 1 部会にて審議の予定

エ 国又は他の地方公共団体との協力についての取扱い

国又は他の地方公共団体との協力については、条例で引き続き知事に求めるべきか。

- 従来から、法にも同趣旨の規定がある（法第 15 条）が、引き続き、条例の規定を残すべきか。
→次回以降の第 1 部会にて審議の予定

(4) 雑則

運用状況の公表の取扱いは、条例で引き続き知事に求めるべきか。

- 現行は、「この条例の運用状況」を公表するものとされている。
- 地方公共団体には、国の個人情報保護委員会から法律の施行の状況について報告が求められ、同委員会は、毎年度、その報告を取りまとめて概要を公表することとされた。
- 法の改正後も、引き続き、知事に運用状況の公表を求めるべきか。
→次回以降の第1部会にて審議の予定

2 法改正を踏まえた条例改正への基本的な考え方

〔背景・事情〕

- 個人情報保護に関わる3つの法律が1つの法律に統合された。
- 地方公共団体についても、全国的な共通ルールが直接適用される。
- 条例では、法に委任された事項と法の執行に係る事務手続きを規定する。
- オンライン結合の制限等従来から多くの地方公共団体で取り入れられていた独自の措置は、法では取り入れられていないが、個人情報保護委員会(国)は、法の趣旨(全国的な共通ルール)を踏まえると、条例による法の要件の上乗せ横出しはできない、との見解を示している。
- 本県の個人情報保護制度は、平成8年の本条例制定以来、25年間にわたって運用され、県民に広く定着している。
- 全国的な個人情報保護制度の状況についても、国も含めて、ほぼ同じ期間にわたって運用されて、係争に際しての司法の判断にも一定の累積が見られるところ、個人情報の開示、訂正、利用停止等個人情報保護制度の主要な部分において国と地方の制度の運用に大きな乖離は見られない。

〔論点〕

- 法改正を踏まえた条例改正への基本的な考え方をどのように捉えるか。

〔当局説明〕

- 法の改正を受け、従来の県独自の個人情報保護制度について、見直されることはやむを得ない。
- 県における法の施行に伴う条例の改正にあたっては、
 - ・現在の個人情報保護制度が県民に広く定着している事情を踏まえる。
 - ・現制度での県民の手続き、制度利用にあたっての負担等と比べて、新しい制度において手続きが著しく異なったり、負担が増加したりしないよう、十分に配慮すべきである。

3 個別論点

(1) 新制度の個人情報ファイル簿への対応

現行の「個人情報取扱事務登録簿」の制度は、維持すべきかどうか。
また、「個人情報ファイル簿」を作成することとする個人情報ファイルの本人数は、何人が適当か。

〔背景・事情〕

- 地方公共団体の機関は、条例での「個人情報取扱事務登録簿」ではなく、法律での「個人情報ファイル簿」を作成し、閲覧に供することとされた。
- 引き続き「個人情報取扱事務登録簿」を作成し、閲覧に供することは法で認められているが、「個人情報取扱事務登録簿」を作成する場合でも、「個人情報ファイル簿」は、必ず作成して、閲覧に供しなければならない。
- 「個人情報取扱事務登録簿」
個人情報を取り扱う事務ごとに、①収集の目的、②対象者の範囲、③記録項目、④収集先等の状況を明らかにし、また、自己の個人情報の開示請求等に資するためのもの
- 「個人情報ファイル簿」
保有する個人情報ファイルごとに、①利用目的、②個人の範囲、③記録項目、④収集方法等を記載し、個人情報ファイルの存在及び概要を明らかにすることによって透明性を図り、利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするためのもの。法(政令)では、本人数1,000人以上で作成が求められているが、特定の個人が識別される場合など、法の趣旨に反しない限り、条例にて本人数1,000人未満も対象とすることとしてもよい。
行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集対象である個人情報ファイルであるかどうか(匿名加工情報について情報公開が可能である等所定の要件に該当するかどうかを判断し選定)について記載が必要

個人情報ファイル・・・保有個人情報を含む情報の集合体であって、
①一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(電子計算機処理に係る個人情報ファイル)又は②一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように

体系的に構成したもの（いわゆるマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル）

匿名加工情報・・・個人情報を個人情報の区分に応じて①記述等の一部を削除すること、又は②個人識別符号の全部を削除することにより、特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたもの

行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集・・・本人数1,000人以上の行政機関等匿名加工情報について、①地方公共団体の機関は、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業について、定期的に提案の募集を行わなければならない。②提案募集に応じて行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、当該事業に関する提案をすることができる。

なお、個人情報保護委員会（国）は、地方公共団体が本人数1,000人未満の行政機関等匿名加工情報を対象とすることは、法に違反し認められない、との見解

〔論点〕

- 法の施行に伴い、「個人情報ファイル簿」を作成し、閲覧に供することとなるが、従前の「個人情報取扱事務登録簿」の作成を継続する必要があるか。
- 「個人情報ファイル簿」を作成することとする個人情報ファイルの本人数は、法（政令）で定める1,000人以上とすべきか。それとも、県独自の人数を検討すべきか。

〔当局説明〕

- 「個人情報取扱事務登録簿」は、個人情報を取り扱う事務ごとに、「個人情報ファイル簿」は、保有する個人情報ファイルごとに、と帳簿に取りまとめる単位は異なる。
- しかしながら、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするという「個人情報ファイル簿」の目的は、自己の個人情報の開示請求等に資するための「個人情報取扱事務登録簿」の目的に類似する。
- また、「個人情報取扱事務登録簿」に登録している項目は、法においては、必要とされない項目を除き、概ね「個人情報ファイル簿」においても登録が

行われる。

- 「個人情報取扱事務登録簿」には、本人数の要件はなく、当該事務について個人情報を保有していれば、登録の対象となる。一方で、「個人情報ファイル簿」は、法（政令）では本人数1,000人以上を作成の対象とするが、特定の個人が識別される場合など、法の趣旨に反しない限り、条例にて本人数1,000人未満を対象とすることができる。
- そこで、本人数の要件について検討するに、「個人情報取扱事務登録簿」が作成されている個人情報取扱事務については、特定の個人が識別されるおそれがないものとして運用されており、同事務に係る個人情報ファイルを登録した「個人情報ファイル簿」であっても、同様に特定の個人が識別されるおそれはないものと考えられるから、「個人情報ファイル簿」の対象とする本人数を現行の「個人情報取扱事務登録簿」の対象とする本人数（制限なし）と異ならせる合理的理由は見当たらない。
- 現行の「個人情報取扱事務登録簿」の事務について、相応な分量があったことから、電子処理システムを開発運用しており、新たに生じた「個人情報ファイル簿」の事務についても、同様に相応な分量が想定されることから、新たに電子処理システムを開発委託している。令和5年度以降も、両方の事務を継続する場合、両方の事務が生じ続ける。
- 以上を勘案すれば、「個人情報取扱事務登録簿」の作成を継続する意義は乏しく、行政事務の効率化の観点からも廃止が望ましいと考える。
- また、「個人情報ファイル簿」の作成を求める本人数は、現行の「個人情報取扱事務登録簿」と同様に特段の制限を設けないこととするのが望ましいと考える。

「条例要配慮個人情報」の可否について

〔背景・事情〕

- 法では、現行の条例のように、特定の個人情報の収集の制限を定める手法ではなく、特定の個人情報を定め（要配慮個人情報）、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を求める措置を講じることとして、特定の個人情報の保護を図っている。
- 個人情報保護委員会（国）は、「法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けることは、法の趣旨に照らしできない」としている。
- 一方で、「地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」（条例要配慮個人情報）を条例で定めることができるとされている。

- ・個人情報ファイルに条例要配慮個人情報が含まれている場合、「個人情報ファイル簿」にその旨記載することが求められる。
- ・行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案は、「個人情報ファイル簿」に基づき行われるので、当該提案を行う者は、条例要配慮個人情報の有無が把握できることとなっている。
- ・要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報が漏洩等した場合には、個人情報保護委員会（国）への報告義務がある。
- ・また、条例要配慮個人情報を定める場合には、個人情報保護委員会（国）と事前に相談するよう求められている。

現行の条例での収集の制限・・・実施機関等は、①思想、信教及び信条に関する個人情報、②病歴その他個人の特質を規定する身体に関する個人情報、③犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報、を収集してはならないとしている（条例第6条第5項）。

要配慮個人情報・・・不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、①人種、②心情、③社会的身分、④病歴、⑤犯罪の経歴、⑥犯罪により害を被った事実、⑦身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の

機能の障害があること、⑧医師等により行われた健康診断等の結果、⑨健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと、⑩本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと、⑪本人を少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと、の記述等が含まれる個人情報

〔論点〕

○新たに条例要配慮個人情報を定める必要はあるか。

〔当局説明〕

○現行の条例においては収集の制限、法においては取扱いに配慮を求める措置とその法的保護の手法には違いがあるものの、対象とする個人情報は概ね同一の情報と評価できる。

○よって、新たに条例要配慮個人情報を定める必要性は見当たらないと考える。

(2) 開示決定等の期限及び手数料

開示決定等の期限の検討について

〔背景・事情〕

- 現行の条例での期限は、15日以内とされている。
事務処理上の困難その他正当な理由があれば、請求があった日から60日以内まで延長が可能である。
- 法での期限は、30日以内とされている。
事務処理上の困難その他正当な理由があれば、同期限を30日以内に限り延長が可能である。
- 条例では、法での期限を超えた定めを規定することはできない。

〔論点〕

- 開示決定の期限は、どのように定めるべきか。
 - 案1 期限を法と同じ30日以内とする。
 - 案2 期限を現行の条例の期限と同じ15日以内とする。この場合、延長後の期限は最大45日となる（当初期限15日＋延長30日）。
 - ※訂正・利用停止に係る条例と法の期限は、それぞれ同じ30日以内
- 案1を選択した場合、現在は15日以内に開示決定が行われるところ、改正後は30日以内となって、県民の利便性が後退する。
- 案2を選択した場合、県民の利便性は保たれるが、事務処理上の困難その他正当な理由があった場合の延長後の期限が最大60日から45日へと縮小し、事務の負担が増大する。

〔当局説明〕

- 案2の場合、一定の事務の負担が生じうるのは確かであるが、45日以内に全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる（特例延長）とすることが可能であるから、事務の負担の増加は一定程度に制限され、開示決定の事務そのものの遂行が困難になる事態も生じない。
- 案1の場合、県民の利便性が後退するのは明らかであるから、法改正を踏まえた条例改正への基本的な考え方と相容れないところである。
- よって、案2が望ましいと考える。

開示手数料の設定について

〔背景・事情〕

○現行の条例では、手数料を徴していない。

個人情報の開示制度が、個人の権利利益を保護するための制度であり、特定個人の便宜に供するものではないとの観点から、徴収していない。

写しの交付に際して、写しの作成に要する実費を求めることとしている。

また、写しの送付に際しては、送付に要する費用を求めることとしている。

- | | | | |
|---------|-----------|-------|---------------|
| ① 文書 | | 1枚につき | 10円 (多色刷り40円) |
| ② 電磁的記録 | ビデオテープ | 1巻につき | 200円 |
| | 録音カセットテープ | 1巻につき | 120円 |
| | 印刷物として出力 | 1枚につき | 10円 |
| | フロッピーディスク | 1枚につき | 30円 |
| | 光ディスク | 1枚につき | 60円 |
| | 光磁気ディスク | 1枚につき | 290円 |

○法では、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めることとされた。開示請求制度を利用しない者との負担の不公平が生じるので、適切な範囲で開示請求者に費用を負担させることが立法政策として妥当と考えられたからとされる。なお、国の手数料は、次の額であり、写しの送付に際しては、別途送付に要する費用を徴する。

一件の行政文書につき

- | | |
|----------|------|
| ① ②以外の開示 | 300円 |
| ② 電子開示 | 200円 |

○個人情報保護委員会(国)の見解では、手数料に関する条例において、算定方法を工夫した適当な額とすること(例えば、従量制とすること。)や手数料を徴収しないこととすること(手数料の額を無料とすること。)も可能とする。

〔論点〕

○手数料を引き続き徴しないこととするか。

〔当局説明〕

○現制度での県民の手続き、制度利用にあたっての負担等が増大するような

変更は望ましくなく、また、個人情報の開示制度が、個人の権利利益を保護するための制度であり、特定個人の便宜に供するものではないとの観点からすれば、手数料を徴することは、引き続き、望ましくないことから、手数料の額は無料が適切と考える。

一方で、負担の公平の観点から、写しの作成に要する費用実費は、引き続き写しの交付を受ける者から徴収することが適切と考える。

(3) 情報公開条例との整合

情報公開条例との整合性の確保等のため条例で定める情報の検討について

ア 個人情報の保護に関する条例での整合性の確保

〔背景・事情〕

- 個人情報保護に関わる3つの法律を1つの法律に統合され、地方公共団体についても、全国的な共通ルールが直接適用された。
- 国の情報公開は、法で規定されるどころ、地方公共団体における情報公開は、情報公開条例で規定される。
- 地方公共団体においても、個人情報保護の制度と情報公開の制度との整合を図ることができるよう、法において、次の制度が設けられた。
 - ① 法が定める不開示情報に該当するものであっても、情報公開条例の規定により開示することとされている情報として、本条例で定めるものは不開示情報から除外する。
 - ② 行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち、当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは不開示情報とする。

〔論点〕

情報公開条例との整合を図るため、次の検討が必要

- ① 法が定める不開示情報に該当するもので
情報公開条例の規定により開示することとされている情報の有無
→情報があれば、条例で不開示情報から除外
 - ② 情報公開条例において開示しないこととされている情報（行政機関情報公開法第5条の不開示情報に準じる情報に限る。）で
法で開示することとされている情報の有無
→情報があれば、条例で不開示情報に追加
- ※法と情報公開条例での不開示情報の比較・・・別紙のとおり

〔当局説明〕

1 条例第6条第3号ロ（論点①関係）への対応

- 「行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」（以下「任意提供情報」という。）について、法は、不開示情報としているが、情報公開条例及び現行条例では規定がない。
- 論点①の整理によれば、法で不開示情報としている情報について、情報公開条例で開示を認めている情報は、条例で不開示情報から除外できる。
- 本県においては、情報公開条例及び現行条例上、任意提供情報を非開示情報とは評価してこなかった経緯を踏まえれば、引き続き、非開示情報とすることが望ましい。
- よって、条例第6条第3号ロに相当する情報を非開示情報として条例に加えることが相当と考える。

2 条例第6条第4号（論点②関係）への対応

- 「法令若しくは条例の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示（中略）により、公にすることができない情報」（以下「法令秘情報」という。）について、情報公開条例は、不開示情報としているが、法では規定がない。
- 法に規定がない趣旨は、個人情報保護委員会（国）によると、「法第78条各号の不開示情報は、保護すべき権利利益に着目して分類したものであり、多様な情報に関し、可能な限り明確かつ実質的な判断により開示されるようにするため、不開示により保護しようとしている情報の類型ごとに定性的な支障の有無等を規律しているものです。そのため、他の法令の規定等により開示することができないとされている場合、通常これらの類型に該当するものと考えられますが、当該情報が法第78条各号のいずれに該当するかを実質的に判断する必要があります」としている。
- よって、従来、条例において定めていた法令秘情報は、法第78条各号のいずれかに該当するものについて引き続き不開示となり、およそ実質的には、現行の非開示の範囲と同等のものになると考えられる。
- よって、条例での規定は要さないと考えられる。

3 条例第6条第6号（論点②関係）

○関連する規則

個人情報保護に関する条例施行規則（平成18年兵庫県公安委員会規則第5号）

（不開示情報に該当する警察官等の氏名）

第5条 条例第16条第7号に規定する実施機関等の規則で定める警察官等の氏名は、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名とする。

情報公開条例施行規則（平成13年兵庫県公安委員会規則第12号）

（非公開情報に該当する警察官等の氏名）

第3条 条例第6条第6号に規定する実施機関の規則で定める警察官等の氏名は、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名とする。

○法ニ・イ（開示する情報）の解釈

「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」

〔個人情報保護審議会（国）の説明〕

「又は警察官その他の公務員の従事する事務若しくは事業の遂行に係る情報に含まれる警察官等の氏名であって、開示することにより、当該警察官等の従事する事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして実施機関等の規則で定めるもの」の規定は法にないが、「公務員の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けられており」不開示情報となる。

「他の法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報については」法第78条第1項第2号イに「該当し、例外的に開示することとなります」

例示：官報への掲載、職員録の販売等 → 公開

○警部以上の警察官の取扱い

警部以上の警察官については、異動の情報が公開されている。

○法での警部補以下の階級にある警察官の氏名の開示の可否

警部補以下の階級にある警察官の氏名は、他の法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができる情報ではないので、非開示となる。知事部局の職員の氏名は、職員録に掲載されており、開示となる。

※現行の条例での取扱いと同じ。

○よって、条例での規定は要さないと考えられる。

イ 情報公開条例での整合性の確保

〔背景・事情〕

○行政機関等匿名加工情報について、法は同情報の利活用について、所定の手続きを定めるが、情報公開条例における公開請求を受けた場合、所定の手続きを経ずに、関連する公文書が公開されるおそれがあり、仮に公開された場合、制度の趣旨が損なわれる。

〔論点〕

○行政機関等匿名加工情報が情報公開条例での公開対象となるかどうか。
仮に対象となる場合、新たに非公開情報として追加するかどうか。

〔事務局説明〕

○情報公開条例の改正に関わることであり、第2部会で審議することが適切と考える。
○については、第2部会における議論の結果については、改めて第1部会へ御報告し、第1部会で御審議いただいたこととあわせて、全体会で御審議いただくこととしたい。

様式第1号 (第2条関係)

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務の区分		<input type="checkbox"/> 共通		<input type="checkbox"/> 固有	
個人情報取扱事務を所管する組織の名称		登録年月日	年	月	日
保有		変更年月日	年	月	日
個人情報取扱事務の名称					
個人情報を収集する目的					
個人情報を収集する根拠					
個人情報の対象者の範囲					
個人情報 の 記 録 項 目	基 本 的 事 項	<input type="checkbox"/> 識別番号	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 性別	
		<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 住所・電話番号	<input type="checkbox"/> 本籍・国籍	
		<input type="checkbox"/> 個人番号			
	家 庭 生 活	<input type="checkbox"/> 家族状況	<input type="checkbox"/> 婚姻歴	<input type="checkbox"/> 親族関係	
	社 会 生 活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴	<input type="checkbox"/> 学業・学歴	<input type="checkbox"/> 資格・賞罰	<input type="checkbox"/> 財産・収入
	<input type="checkbox"/> 納税額	<input type="checkbox"/> 公的扶助	<input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/> 所属団体	
	思 想 等	<input type="checkbox"/> 思想、信教及び信条に関する個人情報			
		<input type="checkbox"/> 病歴その他個人の特質を規定する身体に関する個人情報			
		<input type="checkbox"/> 犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報			
	収集の根拠	<input type="checkbox"/> 法令等		<input type="checkbox"/> 審議会意見	
		法令等の名称			
	そ の 他	<input type="checkbox"/> ()		<input type="checkbox"/> ()	
		<input type="checkbox"/> ()		<input type="checkbox"/> ()	
個人情報の主な収集先		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 (条例第6条第3項第 号)			
		本人以外の区分	<input type="checkbox"/> 他の実施機関等	<input type="checkbox"/> 他の官公庁	<input type="checkbox"/> 私人・民間団体
			<input type="checkbox"/> 刊行物等	<input type="checkbox"/> その他 ()	
個人情報の目的外利用又は提供の状況		<input type="checkbox"/> 有 (条例第7条第 項第 号) <input type="checkbox"/> 無			
		利用先又は提供先	<input type="checkbox"/> 実施機関等内部	<input type="checkbox"/> 他の実施機関等	<input type="checkbox"/> 他の官公庁
			<input type="checkbox"/> 私人・民間団体	<input type="checkbox"/> その他 ()	
個人情報の電子計算機処理の状況		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
		オンライン	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		結合による提供の状況	根拠	<input type="checkbox"/> 法令等	<input type="checkbox"/> 審議会意見
				法令等の名称	
委託等の状況		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
		委託等の内容			
備 考					

個人情報ファイル簿の例

個人情報ファイルの名称	〇〇給付金ファイル	
機関の名称	兵庫県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	〇〇部〇〇局〇〇課、△△課、□□課	
個人情報ファイルの利用目的	〇〇給付金の申請に係る審査、給付事務に利用する。	
記録項目	1 申請番号、2 氏名、3 住所、4 申請年月日、5 申請項目、 6 申請金額、7 ………	
記録範囲	〇〇給付金の受給を申請した者(平成△△年度～)	
記録情報の収集方法	〇〇給付金申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先	X X 部 ■ ■ 課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 〇〇部〇〇課	
	総務部法務文書課 (所在地) 兵庫県神戸市中央区下山手通〇-〇-〇	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	5 及び 6 のファイル記録項目の内容については、〇〇援護法施行規則(平成〇〇年〇〇省令第〇〇号)の規定により、訂正及び利用停止を請求できる。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 令第20条第7項に該当するファイル	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考		

個人情報保護法と情報公開条例での不開示情報の比較

個人情報保護法 第78条	情報公開条例 第6条	(参考) 行政機関情報公開法 第5条	(参考) 個人情報保護条例 第16条
<p>一 開示請求者が本人に代わって開示請求をする場合については、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>二 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、なお開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p> <p>若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することにはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p>	<p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、なお特定の個人を識別することにはできないが、開示することにより、なお特定の個人を識別することにはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p>	<p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、なお特定の個人を識別することにはできないが、開示することにより、なお特定の個人を識別することにはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p>	<p>(1) 開示請求者(第14条第二項の規定により未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人が、又は同条第三項の規定により本人の委任による代理人がそれぞれ本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号並びに第24条第一項において同じ。)の評価、診断、判断、選考、指導、相談等(以下「開示請求者の評価等」という。)に関する情報であって、開示することにより、当該開示請求者の評価等に著しい支障が生ずると認められるもの</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、開示請求者以外の個人を識別することができ、開示することにより、開示請求者以外の者の正当な利益を害すると認められるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの</p>

<p>事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p>	<p>う。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体若しくは健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは著しく重大な影響を及ぼす違法若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く。</p>	<p>る情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p>	<p>他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体若しくは健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは著しく重大な影響を及ぼす違法若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く。</p>
<p>イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>	<p>イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>	<p>イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>	<p>他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体若しくは健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは著しく重大な影響を及ぼす違法若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く。</p>
<p>四 行政機関の長が第八十二条各項の決定(以下この節において「開示決定等」という。)をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報</p> <p>五 行政機関の長又は地方公共団体の機関(都道府県の機関に限る。)が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすお</p>	<p>… 国の機関を対象とした規定 (行政機関の長=国の機関の長)</p>	<p>三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報</p> <p>四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすお</p>	<p>他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体若しくは健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは著しく重大な影響を及ぼす違法若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く。</p>

<p>あるものとして実施機関等の規則（実施機関等が警察本部長である場合にあっては、公安委員会規則）で定めるもの</p>	<p>あるものとして実施機関等の規則（実施機関等が警察本部長である場合にあっては、公安委員会規則）で定めるもの</p>	<p>あるものとして実施機関等の規則（実施機関等が警察本部長である場合にあっては、公安委員会規則）で定めるもの</p>

個人情報の保護に関する条例の概要

1 個人情報保護制度の目的、特色等

本県においては、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めるとともに、県の実施機関等が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を目的として、個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号。以下「条例」という。）を施行し、個人情報保護制度を実施している。

本県の個人情報保護制度は、県の実施機関等が取り扱う個人情報の保護だけでなく、事業者が取り扱う個人情報に関しても保護措置を設けている。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 個人情報とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され得るものをいう（第2条第1号）。

(2) 特定個人情報とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(3) 実施機関等が取り扱う個人情報の保護（図1「実施機関等の保有する個人情報の保護の仕組み」参照）

ア 実施機関

実施機関は、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会並びに公営企業及び病院事業の管理者である（第2条第4号）。

イ 実施機関等

実施機関及び兵庫県公立大学法人である（第2条第5号）。

ウ 収集の制限

(ア) 個人情報を収集するときは、収集目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集する（第6条第1項、第2項）。

(イ) 個人情報を収集するときは、原則として本人から収集する（第6条第3項）。

(ウ) 本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、原則として、あらかじめ、本人に対し、その収集目的を明示する（第6条第4項）。

(エ) 次に掲げる個人情報については、原則として収集を禁止している（第6条第5項）。

- ・ 思想、信教及び信条に関する個人情報
- ・ 病歴その他個人の特質を規定する身体に関する個人情報
- ・ 犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

エ 利用及び提供の制限

(ア) 個人情報（特定個人情報を除く。）を当該実施機関等の内部において利用し、又は当該実施機関等以外のものに提供するときは、原則として収集目的の範囲内に限る（第7条第1項）。

(イ) 特定個人情報を当該実施機関等の内部において利用するときは、原則として収集目的の範囲内に限る（第7条第3項）。

(ウ) 特定個人情報を当該実施機関等以外のものに提供するときは、番号利用法第19条各号に該当する場合に限る。

オ オンライン結合による提供の制限

オンライン結合（通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合により、実施機関等の保有する個人情報を実施機関等以外のものが随時入手し得る状態にする方法を用いる。）により、実施機関等以外のものに対し、個人情報を提供するときは、原則として、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない（第8条）。

カ 適正管理等

(ア) 個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めるとともに、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止等個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない（第10条第1項、第2項）。

(イ) 保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄又は消去する（第10条第3項）。

(ウ) 実施機関等の職員等に対し、職務上知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせないこと等の義務を課している（第11条）。

(エ) 個人情報を取り扱う事務を委託等するときは、委託業者等の選定に当たり必要な調査を行うとともに、その契約等において、個人情報取扱事務受託者等が講ずべき安全確保

の措置を明らかにするとともに、個人情報取扱事務受託者等に対し、必要な措置を講ずる義務を課している（第12条）。

キ 個人情報取扱事務の登録及び閲覧

個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務登録簿を備え、県民情報センター等において一般の閲覧に供している（第13条）。

ク 開示請求

(ア) 何人も、実施機関等が保有する自己を本人とする個人情報（公文書に記録されているものに限る。以下「保有個人情報」という。）の開示を請求することができる（第14条第1項）。

(イ) 個人情報の開示請求があった場合には、原則として、請求日の翌日から15日以内に開示・不開示の決定を行う。この場合において、延長期間内に決定が行われないときは、請求者は不開示決定があったものとみなし、審査請求又は取消訴訟を提起することができる（第21条第1項）。

(ウ) 条例第16条で定めた次に掲げる不開示理由のいずれかに該当する情報については、開示をすることはできない。

- ・ 本人の評価等情報（第1号）
- ・ 開示請求者以外の個人の正当な利益を害すると認められる情報（第2号）
- ・ 法人等の事業活動に関する情報であって、法人等の正当な利益を害するおそれのある情報（第3号）
- ・ 犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれのある情報（第4号）
- ・ 法令や条例等で公にすることができないとされている情報（第5号）
- ・ 審議、検討又は協議に関する情報で、意思決定の中立等が不当に損なわれるおそれのあるもの（第6号）
- ・ 事務又は事業に関する情報で、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの（第7号）

(エ) 個人情報の開示請求に対して、可能な限り開示をしようとする趣旨から、不開示理由に該当する情報が記録されている部分とそれ以外の部分とが、容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、部分開示を行う（第17条）。

ケ 簡易な開示

資格試験の結果等実施機関等があらかじめ定めた個人情報については、本人が口頭により開示請求をすることができ、当該請求に対しては、直ちに個人情報の開示をする（第26条）。

コ 訂正請求

何人も開示を受けた自己の保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、訂正（追加及び削除を含む。）の請求をすることができる（第28条第1項）。

サ 利用停止請求

(ア) 何人も開示を受けた自己の保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）が収集及び利用・提供制限に違反して取り扱われていると思料するときは、その個人情報の利用停止（消去、利用の停止、提供の停止）を請求することができる（第36条第1項）。

(イ) 何人も開示を受けた自己の保有特定個人情報が収集及び利用・提供制限並びに特定個人情報ファイル作成制限に違反して取り扱われていると思料するときは、その個人情報の利用停止（消去、利用の停止、提供の停止）を請求することができる（第36条の2第1項）。

シ 審査請求があった場合の手続

開示、訂正、又は利用停止請求に対する決定について、行政不服審査法の規定により審査請求があったときは、あらかじめ審議会に諮問し、その意見を尊重して不服申立てに対する決定を行う（第42条第1項）。

ス 職員等の罰則（表1「職員等への罰則の概要」）

電子処理した個人情報のデータベースを正当な理由がないのに提供した場合などについて罰則を科する（第67条、第68条、第69条）。

(4) 事業者が取り扱う個人情報の保護

ア 個人情報取扱指針

知事は、事業者の個人情報の適正な取扱いに関する指針を作成し、公表する（第57条第1項）。

イ 事業者の遵守事項

(ア) 個人情報取扱指針に即して個人情報を適正に取り扱うこととする（第58条第1項）。

(イ) 思想、病歴、犯罪歴等に関する個人情報については、個人の権利利益を侵害することのないよう特に慎重に取り扱うこととする（第58条第2項）。

ウ 指導又は助言

知事は、個人情報取扱指針に即して必要な指導又は助言を行う（第59条）。

エ 説明又は資料提出の要求

知事は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、説明又は資料の提出を求めることができる（第60条）。

オ 勧告又は公表

知事は、事業者が説明等の要求に正当な理由なく応じないとき、虚偽の説明等をしたとき又は個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、必要な措置をとるべきことを勧告し、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる（第61条第1項）。

カ 苦情相談の処理

知事は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情の相談があったときは、迅速かつ適切な処理に努める（第62条）。

キ 県の出資法人の講ずべき措置

県が出資している法人のうち実施機関等が定めるものは、県の施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努める（第63条）。

ク 国又は他の地方公共団体との協力

知事は、事業者が行う個人情報の取扱いに関して個人の権利利益の保護を図るため必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を求め、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の求めに応じる（第64条）。

ケ 適用除外

事業者のうち報道機関等については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部が報道の用に供する目的であるときは、第59条から第61条までの規定は、適用しない（第64条の2）。

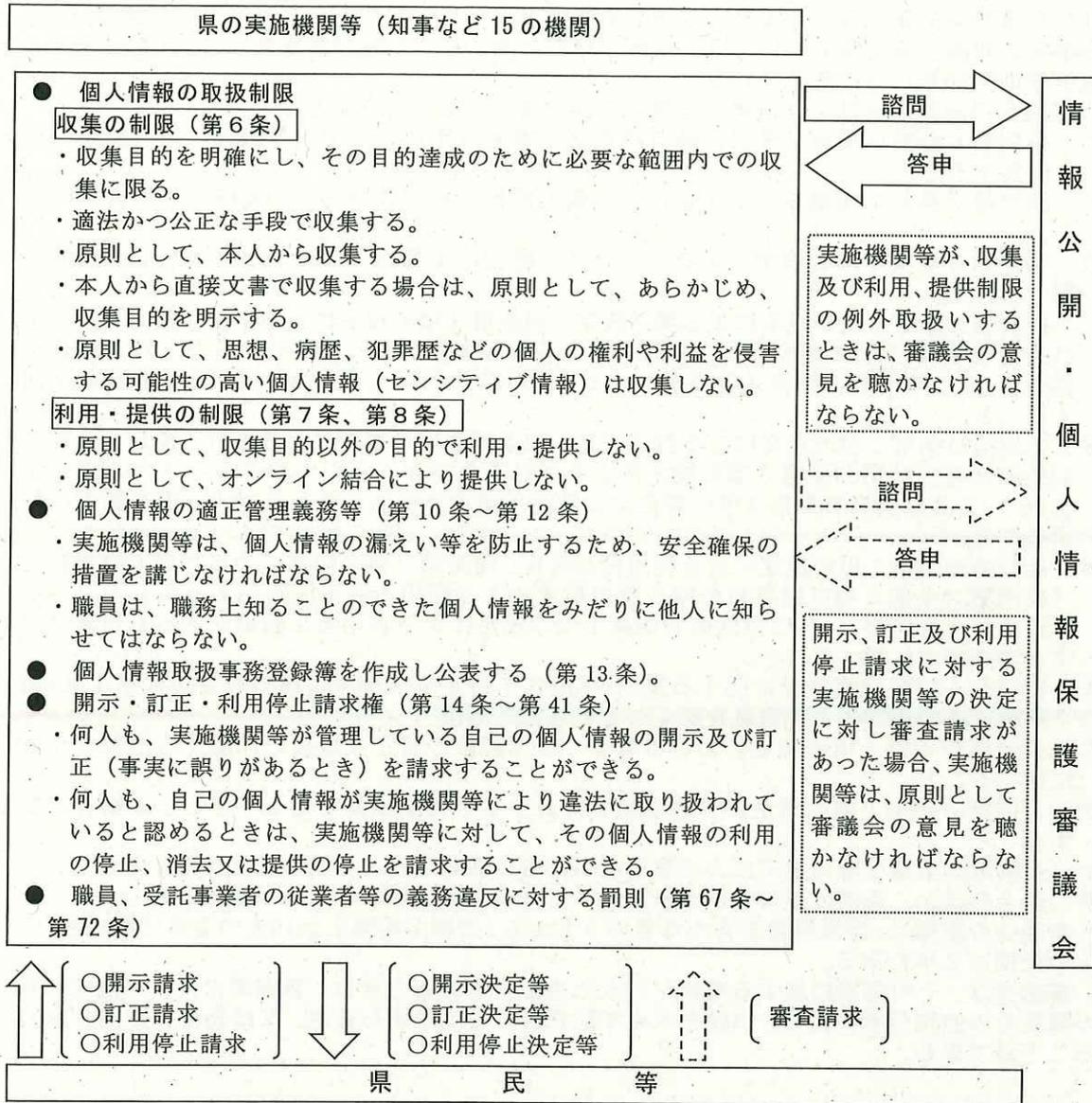
(5) その他

知事は、毎年この条例の運用状況を公表する。

情報公開・個人情報保護審議会の概要

- (1) 情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）により、知事の附属機関として、平成8年10月9日に設置された。審議会の組織、運営等については、条例、情報公開・個人情報保護審議会規則（平成8年兵庫県規則第80号）等に定めている。
- (2) 審議会の所掌事務は、次に掲げる事項を調査審議することである。
 - ア 条例第6条第3項第7号又は第5項ただし書の規定による個人情報の収集の制限の例外に関すること。
 - イ 条例第7条第2項第5号の規定による個人情報の利用及び提供の制限の例外に関すること。
 - ウ 条例第8条第1項の規定によるオンライン結合による個人情報の提供の制限の例外に関すること。
 - エ 条例第20条第1項の規定による開示決定、同条第2項の規定による不開示決定（条例第21条第3項又は第22条第3項の規定により不開示決定があったものとみなされる場合を含む。）又は条例第14条第2項の規定による開示請求に係る不作為に対する審査請求に関すること。
 - オ 条例第31条第1項の規定による訂正決定、同条第2項の規定による不訂正決定（条例第32条第3項又は第33条第3項の規定により不訂正決定があったものとみなされる場合を含む。）又は条例第28条第2項の規定による訂正請求に係る不作為に対する審査請求に関すること。
 - カ 条例第39条第1項の規定による利用停止決定、同条第2項の規定による利用不停止決定（条例第40条第3項又は第41条第3項の規定により利用不停止決定があったものとみなされる場合を含む。）又は条例第37条第1項の規定による利用停止請求に係る不作為に対する審査請求に関すること。
 - キ 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を聴くこととされた事項
 - ク 条例第57条第1項の規定による事業者の個人情報の適正な取扱いに関する指針の作成に関すること。
 - ケ 条例第61条第1項の規定による事業者に対する必要な措置をとるべきことの勧告に関すること。
 - コ 条例第61条第2項の規定による事業者が勧告に従わなかった旨の公表に関すること。
 - サ 以上のほか、条例の運営及び改善に関する重要事項に関すること（建議を含む。）。
- (3) 審議会の組織は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱した10人の委員で構成され、その任期は2年である。
- (4) 審議会は、その権限に属する事務を行うため必要があるときは、審査請求人、実施機関等の職員その他関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

図1 実施機関等の保有する個人情報の保護の仕組み



○開示請求等の具体例

- (1) 開示請求
 - ・ 県立病院のカルテ
 - ・ 県立高校が保有する中学校長から通知のあった内申書
 - ・ 本人から提出のあった申請書の関係人（国等の行政機関等）への提供状況（提供年月日、提供先等を記録した公文書）
- (2) 訂正請求
 - ・ カルテに氏名、住所の誤りがある場合
 - ・ 内申書に所属していたクラブ名の誤りがある場合
- (3) 利用停止請求
 - ・ 法令等の定め、審議会の認める答申がなく、思想、病歴等に関する個人情報を記名式アンケートで求めた場合
 - ・ 本人同意、法令等の定め、審議会の認める答申がなく個人情報を他の行政機関等に提供している場合

表1 職員等への罰則の概要

	主体	対象情報	行為	法定刑
第67条	実施機関等の職員若しくは職員であった者 受託業務等に従事している者又は従事していた者	個人の秘密に属する事項が記録された電子処理した個人情報データベース（複製又は加工したものを含む。）	正当な理由がないのに提供	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
第68条	〃	業務に関して知り得た保有個人情報	不正な利益を図る目的で提供又は利用（盗用）	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
第69条	実施機関等の職員	秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真又は電磁的記録	職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で収集	〃

具体事例等

(1) 第67条関係

電子処理した個人情報のデータベースの不正な提供行為を地方公務員法に定める守秘義務違反に対する科罰の内容よりも重くしている（地方公務員法の罰則と趣旨目的が異なる）。また、受託業務等の従事者も科罰の対象になる。

・想定される具体事例

職員が、個人の秘密が記録されているデータベースをフロッピー等の媒体に複写して、業務上必要がない者に提供した場合

(2) 第68条関係

個人の秘密に属さない個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときも科罰の対象になる。また、受託業務等の従事者も科罰の対象になる。

・想定される具体事例

職員が、職務上知り得た他人の氏名・住所・電話番号を名簿業者に売却した場合

(3) 第69条関係

個人の秘密に属する事項を専らその職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用して収集したときも科罰の対象となり第67条及び第68条の予備罪的性格を有する。また、例えば、職員自らが個人の秘密に属する事項を収集したときなど、刑法第193条（公務員職権濫用）により科罰の対象とならない行為も、この規定の科罰の対象行為となる。

・想定される具体事例

職員が個人的興味を満たす目的で、自己の職務を装って、他の課に保管されている特定の人に関する健康診断結果や相談内容を複写した場合